A　not come under Article 30 and 31 of the Regulation concerning the Contract for Kanazawa University,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2013 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

C　meet the qualification requirements which President, Kanazawa University may specify in accordance with Article 32 of the Regulation,

D　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, Kanazawa University.

⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM 30, May, 2013

⑻　Contact point for the notice : Hironori Nagahira, Procurement Section, Accounting Division, Takara-machi Area, Kanazawa University, 13―1 Takara-machi Kanazawa-shi 920―8640 Japan, TEL 076―265―2803

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年４月９日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　本田　幸一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　篠津中央二期農業水利事業　石狩川頭首工左岸管理橋建設工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道岩見沢市

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝286.8m　形式　３径間連続鋼床版箱桁橋　橋長（幅員）：Ｌ＝286.8m（一般部　Ｗ＝9.5m、拡幅部　Ｗ＝12.5m）支間割（長）：Ｌ＝94.9m×３　鋼橋上部工　工場製作工　（主構造）：Ｗ　1,727ｔ　（付属物）：Ｗ　84ｔ　橋梁付属物工　支承工：Ｎ＝８基　落橋防止装置工：Ｎ＝８箇所　架設工　クローラクレーンベント工法：１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年７月24日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材（耐候性鋼材等）：Ｗ　1,811ｔ、支承：Ｎ＝８基、落橋防止装置：Ｎ＝８箇所

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑿　本工事は、北海道開発局が推進している「北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブ」の施策の一環として工事現場におけるCO_2削減量を「見える化」する取り組みとして「環境家計簿」を試行する予定であるが、試行の有無については、監督員と協議の上、決定するものとする。

⒀　本工事は、平成25年度本予算が成立し契約に係る事務手続きが整った場合にのみ有効である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年度以降に、下記アからウの要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、下記ア及びイの要件を満たす製作及び架設の工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

イ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ウ　最大支間長が30m以上であること。

ただし、アからウは同一工事であること。

⑸　本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での架設期間に専任で配置できること。現地での架設期間は平成26年２月上旬から平成27年７月下旬までを予定する。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ　平成10年度以降に、上記⑷本文に掲げる橋梁架設工事の経験を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、上記⑷本文に掲げる橋梁架設工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。